

平成21年 3月 31日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530063

研究課題名（和文）

地域における裁判外紛争処理の現状と課題－ADR利用活性化のための実証的研究

研究課題名（英文）

Actual Circumstances and Issues on Regional ADR Services in Japan

研究代表者

小田 敬美（ODA TAKAYOSHI）

岡山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：30289334

研究成果の概要：

司法制度改革においては、訴訟によらない民事紛争解決（一般に「裁判外紛争解決」またはADR [Alternative Dispute Resolution] と称される）の拡充と活性化が重要とされ、民間ADRサービスの利用促進を目的に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律151号）[以下、ADR法という。]が平成19年4月1日に施行され民間の団体等が提供する和解の仲介サービスについて公的認証制度が新設された。しかし、同法による認証取得は容易ではなく、認証ADRが大都市圏以外にほとんどできていないことから、現時点ではADRによる民事紛争解決に地域間格差が生じているように見える。

交付額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 1,100,000 | 0 | 1,100,000 |
| 2007年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2008年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,100,000 | 300,000 | 2,400,000 |

研究分野：民事訴訟法

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事訴訟法、紛争処理法制

1. 研究開始当初の背景

司法制度改革を目的とした政府の司法制度改革審議会は、平成13年6月に最終意見書を提出し、民事紛争解決のためには訴訟制度の改善だけでなく訴訟によらない紛争解決方法

（ADR）の拡充と活性化も求めた。その後、内閣に設けられた司法制度改革審議会にADR検討会がおかれ、ADR検討会はADRの拡充と活性化のために何が必要かを検討する前提として、ADRに関するアンケート調査

を実施した。しかし、その結果は、すでに当職らが企画・実施した地域におけるADRをめぐる調査内容と必ずしも一致しなかった。そこで、大都市圏のADRをめぐる状況を前提にADRの制度設計を促進することとなった場合、それは大都市圏以外の地域におけるADRの実情と乖離し、そのことが結果としてADRの地域間格差を拡大させることになるのではないかと想像するに至った。そこで、地域におけるADRの拡充と活性化のためには地域におけるADRの現状と課題を把握しておくことが重要ではないかと考えるようになった。

2. 研究の目的

上記の問題意識の下、本研究の全体的な構想としては、以下の3点、すなわち(1)地方におけるADRサービスの現状を明らかにし、大都市における現状との対比を行うこと、(2)地方において上記2法の枠組みでADRの利用促進を行うための条件を探ること、そして(3)日本司法支援センターのサービス開始後、上記2法の枠組みで、地方のADRサービスがどう変わったかを調査分析し、地域におけるADRの利用を活性化するための今後の課題を探ること、を目的とした。

上記の目的を達成するため、本研究では、地方におけるADR機関ないしADRサービスの現状を把握し、地方でADRを拡充しその利用を活性化するために検討すべき課題が何であるのかを明らかにすることを第1の具体的な目的として設定した。そして、第2の具体的な目的として、ADRサービスと他機関（日本司法支援センター等）との連携やADR利用促進法による認証ADRを行ううえでの課題や問題点を明らかにしていくことを挙げた。ただし、後者については、日本司法支援センターにおける情報提供業務の開始後、

およびADR法の施行後でなければ調査できない内容であるので、この点に係る研究は平成19年度以降に着手する予定とした。

3. 研究の方法

(1) まず、各地域についてADRの現状と問題点を明らかにするための調査を行い、その結果を整理・分析する（第1次調査）〔下記①及び②〕。併行して、地方におけるADRサービスが直面する問題を実証的に研究するための環境整備を進める〔下記③〕。

①愛媛地域第1次調査の実施 愛媛地域について、従前に調査しきれていないサービスないし機関を対象とする補充調査を行う。すなわち、総合法律支援法およびADR利用促進法の周知により生じた変化を観察するため、愛媛地域に所在するADRサービス実施機関および実施予定機関のうちADR利用促進法による認証対象となる手続を実施しているもの（今後実施が予定されるものを含む）を対象に、a. ADRサービス提供の現状と今後の見通し、b. ADR利用促進法第5条以下に基づく認証取得の予定の有無、c. 右の認証取得を行おうとする場合に障害となる事項等の内容、およびd. 日本司法支援センターや他の機関との連携のあり方について、質問票と面会による質問を併用した調査を行う。

②岡山地域第1次調査の実施 岡山地域に所在するADRサービス実施機関および実施予定機関のうちADR利用促進法によって認証対象となる手続を実施しているもの（今後実施が予定されるものを含む）を対象に、a. ADRサービス提供の現状と今後の見通し、b. ADR利用促進法第5条以下に基づく認証取得の予定の有無、c. 右の認証取得を行おうとする場合に障害となる事項等の内容、およびd. 日本司法支援センターや他の機関との連携のあり方、についても調査する。本

研究課題に係る研究計画調書の提出後、平成18年にこの調査の準備に着手し、上記の目的達成に要する調査を行う予定である。

③ADR実施環境に関する調査と情報交換のための調査等 日本司法支援センターとの連携やADR利用促進法による認証ADRについて実証的に研究するため、ADRサービスの提供準備のために必要な環境整備について調査を進める。専門的職業人が連携して法律問題の解決にあたる専門家ネットワークを昨年12月から正式に稼働させることができたので、平成18年度にはその専門性を生かした各種法律相談サービスを定期的に提供できるようにし、相談機関を含めたADRサービス関連情報を提供する他機関（日本司法支援センター等）との連携を試みる。併せて、地域のADR機関が相互に情報交換する機会を設け、ADR利用の活性化について検討できるようにするとともに、法科大学院でADRサービスを提供するために必要な環境等について調査を進める。

4. 研究成果

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)[以下、ADR法という。]が平成19年4月1日に施行されて民間の団体等が提供する和解の仲介サービスについて公的認証制度が新設され、同時にこの認証を受けたADRサービスにはサービスの有償提供や時効中断効のような法的効果の付与等が可能になり、ADRをとりまく環境には著しい変化があった。本研究では、同法施行の前後を通じて既存のADRサービス関係団体に同法がどのような影響を及ぼすかに注目して調査を続けた。ADR法は、弁護士法の例外を認め、弁護士でない者が有償の紛争解決サービスを提供することを認めるもので

あるため、油症サービス提供の前提となるADR法に基づく公的認証取得への関心が大いに高まった。しかし、認証要件の内容を具体的に示すADR法関係の政省令が明らかになってから、認証取得に向けた具体的な動きが鈍くなったようである。認証要件の理解にある程度（たとえば3ヵ月～半年くらい）の時間を要し、さらに、認証要件をクリアするための準備にやはり同程度の時間を要することが想像されたため、認証取得に向けた活動が本格化するのと同法施行から1年程度経過してからになるとも考えられた。

しかし、同法施行後1年半を経過した平成20年末になっても同法によって認証されたサービスの数は24にとどまった。とりわけ、本研究が対象としている大都市圏以外の地域においては、愛媛県と沖縄県においてそれぞれ土地境界紛争を対象とするサービスと労働紛争を対象とするサービスの2つが提供されるようになっただけであった。ADRサービスの新設や拡充を目指す（あるいは目指していた）各士業団体を中心に聴取調査を行なったところ、具体的なADR手続の設計が重要でありその設計や修正に時間を要しているのはもちろんであるが、現状ではADR法6条1号が求める取扱分野の絞込みや同条5号が求める弁護士との連携体制等において多くの課題が残されているようである。新たなADRサービスの開始や認証取得による経済的メリットがサービス提供者にとってあまりないこと（そもそもADRサービスの実施が収益をもたらす構造になっていないうえに、認証要件を充足する態勢の維持にも財政的負担が伴うこと）も障害となっている。今後は、認証を取得したサービスにおいてどのようなメリットが現れるか、あるいは何

をメリットとして理解するかについて、ADRサービス提供事業者の感想ないし意識に注目して調査することが重要と考えられる。平成21年になってから三大都市圏以外（たとえば、静岡）で認証ADRができており今後他の地域でも認証を得る予定のサービスが出てきていることから、ようやく大都市圏以外の認証ADRを調査して比較できる環境になってきており、今後これらについての追加的調査を実施する必要があると思われる。また、ADR法はいわゆる民間型ADRしか対象としておらずすでに認証を受けたサービスを提供している事業者の多くはいわゆる士業団体か業界団体に属するものであるが、平成20年末にはNPO法人によるADRサービスが認証を得るに至っており、民間ADRにおける新たな動きとして注目される。さらに、行政型ADRや司法型ADRと競合する民間ADRが今後どのように利用されていくかを総合的に検討してみることも重要である（たとえば、個別労使紛争の解決については上記の全ての型のADRが存在する地域ができたことになる。）今後は、ADR法が民事紛争解決サービスの地域間格差にどのような影響を及ぼすのかに注目する必要があるし、同時に地域の環境に応じたADRの在り方を検討していくことも必要と考えられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

- ①平田厚・神土純子・水島真寿美、久木元司・西田和弘・小田敬美、「パネル討議・虐待防止法制の横断的検討—障害者虐待防止の法制化をにらんで—」、臨床法務研究7号、41頁62頁、2009年、無
- ②和田仁孝・保科英子・吉田哲也・兼信定夫・鷹取司・西田和弘・小田敬美、「シンポジウム記録・医療における裁判外紛争解決（AD

R）の将来像を探る」、臨床法務研究5号、1頁103頁、2008年、無

③鷹取司・小田敬美・石川敬之・奥津晋・片山伸二・猪木健二、「公開シンポジウム・行政トラブルとADR」、臨床法務研究3号、2007年、無

④小田敬美、「シンポジウム報告・日本司法支援センターの現状と課題」、香川法学27巻1号、73頁78頁、2007年、無

⑤小田敬美、「地域における裁判外紛争解決（ADR）の現状と課題—愛媛地域における調査結果とその分析」、臨床法務研究2号、25頁46頁、2007年、無

⑥松村和徳・小田敬美・河村英紀・鷹取司・藤原健補「座談会・地方における紛争処理とADR基本法—ADRの拡充・活性化」、臨床法務研究2号、43頁149頁、2007年、無

⑧小田敬美、「地方における民間型ADRの現状と課題—認証ADRと専門職の関係を中心に—」、臨床法務研究1号、43頁72頁、2006年、無

〔学会発表〕（計6件）

①平田厚・神土純子・水島真寿美、久木元司・西田和弘・小田敬美、「パネル討議・虐待防止法制の横断的検討—障害者虐待防止の法制化をにらんで—」、岡山大学法科大学院、2009年2月14日、岡山大学創立50周年記念館

②小田敬美、「労働紛争処理の現状と課題」、岡山裁判実務研究会、2008年1月31日、広島高等裁判所岡山支部

③小田敬美、「医療における裁判外紛争解決（ADR）の意義と可能性」、岡山大学法科大学院シンポジウム「医療における裁判外紛争解決（ADR）の将来像を探る」、2008年1月27日、岡山大学創立50周年記念館

④小田敬美、「労働関係紛争の相談と解決手続」、岡山県司法書士会研修会、2007年11月21日、岡山大学大学院法務研究科

⑤小田敬美、「行政トラブルにおけるADRの利用—行政分野におけるADRの活用と問題点—」、岡山弁護士会シンポジウム「これからの自治体業務と弁護士の役割」、2006年10月21日、岡山弁護士会館

⑥川東祥次・田淵浩二・小田敬美・和田直人「日本司法支援センターの現状と課題」中四国法政学会第47回大会シンポジウム、2006年10月5日、香川大学法学部

〔その他〕

「虐待防止法制シンポジウム記事」（山陽新聞2009年2月15日

<http://www.sanyo.oni.co.jp/sanyonews/200>

9/02/14/2009021420202665001.html [2009/02
/17 20:55:35])

6. 研究組織

(1)研究代表者

小田 敬美 (ODA TAKAYOSHI)

岡山大学・大学院法務研究科・教授

研究者番号：30289334

(2)研究分担者

なし。

(3)連携研究者

なし。